

NPOバンク事業組合細則

2002年8月5日

(目的)

第1条 本細則は、NPOバンク事業組合定款(以下「定款」という。)第4条、第26条第5項に基づき、組合の運営上必要な事項を定める。

(加入・追加出資等申込書)

第2条 定款第7条及び第10条により組合員になろうとする場合、定款第11条の相続により組合員になろうとする場合及び定款第9条第3項の追加出資をしようとする場合の組合の加入・追加出資等申込書は、様式1のとおりとする。

(脱退申込書)

第3条 定款第12条第2項の脱退申込書は、様式2のとおりとする。

2 脱退申込書は、通常総会終了時から2週間以内に提出されなければならない。

3 郵送による場合、消印が前項の期間内であるときは有効とする。

(出資口数減少申込書)

第4条 定款第15条第2項の出資口数減少申込書は、様式3のとおりとする。

2 出資口数減少申込書は、通常総会終了時から2週間以内に提出されなければならない。

3 郵送による場合、消印が前項の期間内であるときは有効とする。

(持分の払戻)

第5条 持分の払戻は、脱退申込書及び出資口数減少申込書の受付後、組合に不利な事情がある場合を除いて、速やかに行わなければならない。

(出資金受取証書)

第6条 組合は、前条による申込書を受付け、理事会による承諾があり、出資金の組合指定口座への着金を確認されたら、速やかに様式4の出資金受取証書を作成し、出資者へ送付しなければならない。